

指定管理者が管理する施設及び設備

1 土地

財産の名称	種目	所在	登記面積
山陽小野田市立 サッカー交流公園	公園敷	山陽小野田市大字小野田字末広7525番15	20,673㎡
		山陽小野田市大字小野田字末広7525番16	10,179㎡
		山陽小野田市大字小野田字末広7525番17	41,042㎡
		山陽小野田市大字小野田字末広7525番25	10,013㎡

2 建物

財産の名称	種目	構造	用途	延面積	備考
交流施設棟	公舎建	鉄骨造	利便施設	332.8㎡	
便所倉庫棟	雑屋建	鉄骨造	利便施設	198.9㎡	
ポンプ室	雑屋建	R C造	—	118.7㎡	散水ポンプユニット

3 工作物等

細目	数量	備考
散水設備(貯水槽)	1	60㎡
フェンス	1	施設全周 (H1.5m, L1,631m)
フェンス	1	サッカー場 (H3m, L463m) 門扉8箇所
フェンス	1	多目的スポーツ広場 (H9.6m, L597m) 門扉16箇所
駐輪場	1	(D2.25m, W32m)
倉庫(車庫)	1	
その他	—	ベンチ(74)、記念碑(2)、照明(96)、外灯(48)、看板(3)、モニュメント(1)

4 立木竹

種目	数量	備考
樹木	3,204本	

5 施設概要

施設名	面積	規格・内容	備考
サッカー場	15,723㎡	<ul style="list-style-type: none"> ○天然芝グラウンド 9,960㎡ (120m×83m) サッカー1面 ○天然芝スタンド 5,763㎡ (4,000人収容) ○スポーツ照明灯 8灯用4基 (全灯150lx) ○スプリンクラー ポップアップ式 48基 	通路舗装部分を含む
多目的スポーツ広場	19,920㎡	<ul style="list-style-type: none"> ○人工芝グラウンド 19,920㎡ (166m×120m) サッカー2面 ○スポーツ照明灯 8灯用8基 (全灯150lx) 	
交流施設	1332.8㎡	ロビー、事務室、会議室、シャワー、更衣室、便所、多目的便所	
便所・倉庫棟	1198.9㎡	便所、倉庫、休憩コーナー	
園内緑地・広場	—	天然芝、インターロッキング	
駐車場	—	<ul style="list-style-type: none"> ○一般用： 普通車210台、バス3台、車椅子用5台 ○管理用：10台 	
駐輪場	—	自転車50台、屋根付き	
外周園路	—	幅員4m、蛇行線形園路	
園内照明 (スポーツ照明除く)	—	(駐車場) 10基 メタルハライドランプ 250W (その他のエリア) 38基 蛍光ランプ 42W	

維持管理及び保守業務の基準

保守業務	管理項目	頻度	備考
植栽管理業務	公園内の緑地帯及び交流施設等の管理業務 ※別紙仕様あり	場所により 回数が異なる	
清掃業務	定期清掃	週2回 以上	交流棟・トイレ・倉庫棟・駐車場周辺
消防用設備等 保守点検	機器点検 総合点検 点検報告書	年2回 年1回 年1回	法定点検 法定点検 消防署に提出
自家用電気工作物 保守管理	月次点検	隔月1回	法定点検
警備業務（機械）	不法侵入・火災監視 緊急連絡対応	随時 緊急連絡時	
警備業務（人的）	施設の安全確認（施錠・火気）出入口の門扉の開閉、施設・用具等の貸出・返却、緊急用務対応	随時	

天然芝及び人工芝管理業務における作業内容一覧

項 目		作業内容	回 数
天然芝 グラウンド	芝刈り	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する機械は、リール式モアとする。 ・刈高は、状況に応じて調整すること。 	年 90 回以上
	エアレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・深層式エアレーターを使用し、エアレーションする。 ・タインは、状況に応じて使用すること。 ・作業前にスプリンクラーの位置を確認して作業を行うこと。 ・万が一、スプリンクラーを破損させた場合は委託者へ報告し、早急に修理すること。その場合、修理費用は受託者の負担とする。 	年 4 回以上
	バーチカット	<ul style="list-style-type: none"> ・ティフトン系の匍匐型芝草の栄養茎を切断し、生育促進を図ること。 ・オーバーシードの際のサッチ除去を目的に行うこと。 	年 2 回以上
	目土	<ul style="list-style-type: none"> ・3mm以下の砂をグラウンド全体に均一に散布すること。 ・散布には目土散布機を使用し、散布後はブラシ等により擦り込みを行うこと。 	年 2 回以上
	施肥（粒状）	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生の成長や病害虫の発生時期を考慮し、適期に施用すること。 ・肥料ムラがでないように多方向に散布すること。 	年 7 回以上
	液剤散布	<ul style="list-style-type: none"> ・病害の発生抑制のため適切な資材を用いること。 	年 12 回程度
	芝生の補修	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生密度の低下やディボットができた場合は、砂や寒地型芝草種子により補修を行うこと。 	月 2 回 年 24 回

	ライン引き	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生グラウンドの利用前にラインを引き、利用者へ引き渡すこと。 ・ラインを引く前には委託者と協議を行い、作業すること。 ・利用頻度が多い時期や芝生のダメージが大きい場合は、状況に応じてコートの変えてラインを引くこと。 ・利用状況に応じて対応できるよう体制を整えておくこと。 	月2回 年24回
	オーバーシード	<ul style="list-style-type: none"> ・施工前は委託者と協議の上、施工方法を決めること。 	年1回 以上
	圃場の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・提案により圃場の管理を行う際には以下の内容を行うこと。 ・メイングラウンド内と同程度の品質管理を行うこと。 ・グラウンド内の補修作業で芝生の張り替えが必要になった場合は、圃場より芝生を切り取り、用いること。 ・オーバーシードを行い、刈取りなども随時行うこと。 	随時
	散水	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生の生育のため、スプリンクラー(タイマー式)の運転及び必要に応じて人力による散水を行うこと。 	随時
人工芝 グラウンド	芝の種類	ロングパイル人工芝、温度抑制チップ	—
	通常管理	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、除草、充填剤の均し、散水については必要に応じて行い、グラウンドの状態を適切な状態に保つこと。 	随時
	ブラッシング等	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラッシング、充填剤ほぐし、不陸調整を定期的に行い、グラウンドの状態を適切な状態に保つこと。 	年1回程度
	充填剤の補充	<ul style="list-style-type: none"> ・充填剤が不足した場合は、補充すること。 	随時

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
事業中止・変更	市の指示、議会の不承認等による事業の中止・延期など（予算案の不承認、政策変更等）	○	
	上記以外の事由による事業の中止・延期など		○
業務内容変更	市の指示による業務内容の変更によるもの	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更		○
運営リスク	大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少 （※1 不可抗力を含む）	両者の協議により経費及び損害額を算定し、負担割合を決める。	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	市の指定管理者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者の業者に対する経費の支払い遅延によって生じた事由		○

施設・設備の 損傷	経年劣化によるもので、小規模のもの (1件50万円、年間150万円以内)		○
	経年劣化によるもので、上記以外のもの ※2		両者の協議による
維持管理費	市の指示による維持管理費の増大		○
	市の指示以外の要因による維持管理費の増大		○
損害賠償	第三者に対 しての損害	管理者として注意義務を怠ったこと により損害を与えた場合	○
		上記以外の事由により損害を与え た場合	○
	第三者から の施設・設 備・資料の 損害	管理者として注意義務を怠ったこと によるもの ※ただし、市が加入する「市民総 合賠償補償保険」の保険給付の対 象となる場合があります。	○
		上記以外の事由により損害を受け た場合(1件10万円以内)	○
		上記以外の場合	○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
利用者数の 変動	利用者数の変動による収入の変動(不可抗力を 含む大幅な利用者数の減少に伴う収入の減少以 外のとき)		○
事業評価	業務内容が市の要求する水準に達しない		○
事業終了後の 費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途 中における業務を廃止した場合における事業者 の撤収費用		○

※1 不可抗力・・・暴風、豪雨、洪水、地震、地盤沈下、暴動、感染症の蔓延その他
市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的
又は人為的な現象

※2 施設本体に係る大規模改修について、時期等は両者の間で協議し、費用負担に
ついては市とする。